

変更ポイント ②

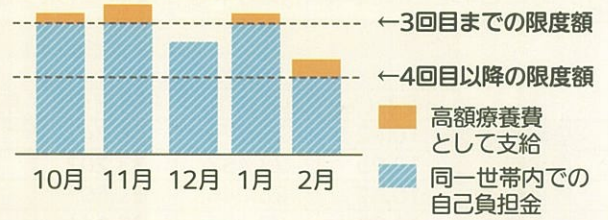


●高額療養費の多数回該当の通算方法（※同一都道府県内で転居した場合）

高額療養費とは、1か月に支払った医療費が多いとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。

多数回該当（過去12か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上）の場合、4回目以降は自己負担限度額が変わります。

4回目以降の限度額の例



これまで

他の市町村に転居した場合、該当回数の引き継ぎはできません。

平成30年4月から

同一都道府県内で転居したとき、世帯の継続性が認められる場合は、該当回数の引き継ぎができます。
※他の都道府県へ転居した場合は該当しません。

例 多数回該当のカウント方法

自己負担限度額を超えた月を「●」としています

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
これまで	● 1回目	● 2回目	-	● 3回目	● 1回目	● 2回目	● 3回目	● 4回目
↓	ここで同一都道府県内の他市町村に転居							
平成30年 4月から	● 1回目	● 2回目	-	● 3回目	● 4回目	● 5回目	● 6回目	● 7回目



佐賀県内の他市町へ転居した場合、条件を満たすと多数回該当のカウントの仕方が変わります。これにより加入者の負担が軽減されます。

まとめ

制度改革で変わる？ 変わらない？

国保加入者の皆さんに関わること



手続き

住所変更や世帯構成の変更、国保への加入・脱退等の届け出は、これまでどおり、お住まいの市町が窓口となります。保険証の交付もお住まいの市町が行います。

保険給付

療養費や高額療養費等の支給の手続きは、これまでどおりお住まいの市町が窓口となります。高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。

保険税

県が提示する標準保険税率を参考に、各市町が保険税額を決定します。賦課・徴収はこれまでどおり市町が行います。

保健事業

特定健診や特定保健指導などの保健事業は、これまでどおりお住まいの市町が行います。

